

# 海外におけるリフィル制度

特徴	イギリス	フランス	アメリカ(カリフォルニア州)	オーストラリア	カナダ
リフィル制度の有無	○ (リピート調剤)	○ (リフィル処方箋)	○ (リフィル調剤) ※州により制度異なる	○ (リピート調剤)	○ (リピート調剤)
導入時期	2002年(現行サービスは2005年)	2004年	1951年	1960年	?
対象患者	定期的に同じ薬剤を使用する患者	慢性疾患の患者 経口避妊薬を服用する患者	規制なし	症状が安定している慢性疾患患者	慢性疾患の患者
リフィル処方箋の有効期限(調剤可能期間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12か月(初回調剤は処方箋発行日から6か月以内、管理薬は28日以内)</li> <li>・リピート回数はGP(General Practitioner)が設定する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処方箋は6か月の期間を限度(処方箋の有効期間1年)</li> <li>・薬局での調剤は3か月が限度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法的制限なし。ただし、一般に最大2年を超えるリフィル調剤は行われ</li> <li>ない</li> </ul>	6か月又は12か月(区分により異なる)	6か月又は12か月
業務の流れなど	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙の処方箋でも対応できるが、大部分が電子的に行われている(eRD)。</li> <li>・GPはリピート回数を指定し、患者は薬局で調剤を受ける。</li> <li>・薬剤が不要になった場合は、以降の回数を電子的に取り消すことが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・慢性疾患の患者が処方箋を紛失した場合、手元の古い処方せんを薬局に持参し、治療薬を証明することも可能。</li> <li>・慢性治療(避妊薬、心血管疾患、ホルモン治療及び糖尿病薬)におけるリフィル処方箋の期限が過ぎた場合は、継続服用が必要な患者に対して、薬剤師が追加で薬剤を出すことが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者は薬局にリフィル調剤を依頼。調剤後は、薬局で処方箋を保管。</li> <li>・リフィル調剤時には、薬局で保管している処方箋情報を基に行う。</li> <li>・異なる薬局でリフィル調剤可能。(薬局間で処方箋の移動を行う)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リピート調剤時には、毎回、最終調剤日と残りのリフィル回数を記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬局に保管して薬剤師と相談しながら、2か月～3か月分の薬を調剤してもらうことができる。</li> </ul>
対象薬剤の規制	一部禁止薬剤あり	一部禁止薬剤あり	一部禁止薬剤あり	-	
その他特記事項			<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子処方箋については、全米をカバーする民間会社が提供するシステムがあり、医師がPCから処方情報を送ると、当該事業者を経由して薬局へ処方情報が送られる</li> </ul>		